

財関第268号
平成17年3月4日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 木村 幸俊

関税法基本通達等の一部改正等について

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）の施行等に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成17年3月7日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

1. 7の13-1の(2)中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
2. 9の6-6の(1)の口中「登記簿」を「登記事項証明書、登記簿」に改める。
3. 42-8の(1)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
4. 48の2-1の(2)の口中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。
5. 56-9の(1)及び(4)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
6. 62の2-8の(1)中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

- 13-5の(1)及び(2)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第3 とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）の一部を次のように改正する。

4 - 5 の見出しを「（外国法人の登記事項証明書）」に改め、同項中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に、「謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第4 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

- 1 . 4 - 2 の(2)中「「登記簿の謄本」」を「「登記事項証明書」」に改める。
- 2 . 4 - 2 の(7)中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第5 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する

（税関様式の一部改正）

- 1 . 税関様式C第1041号を別紙1のように改め、同号の次に別紙2のように加える。
- 2 . 税関様式C第9030号中「登記簿謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

（記載要領及び留意事項の一部改正）

- 1 . 特例輸入者承認申請書（C-9000）中「法人登記簿の謄本又は抄本」を「法人登記事項証明書」に改める。
- 2 . 特例輸入者承認内容変更届（C-9030）中「登記簿謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。
- 3 . 国等以外の者の経営する施設指定申請書（T-1210）中「登記謄（抄）本」を「登記事項証明書」に改める。
- 4 . とん税法及び特別とん税納税義務者承認申請書（S-1010）中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第6 税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて（平成15年2月28日財関第196号）の一部を次のように改正する。

2 - 1 第2号中「当該法人の登記簿謄本若しくは抄本」を「当該法人の登記事項証明書」に改める。

關 稅（再）賦課決定通知書
(内国消費税等(再)賦課決定通知書兼用)

税關様式C第1041号

(再)賦課決定第 号
()

平成 年 月 日

(納税者)	
住 所	
氏名又は名称	殿
代理人	殿

下記の貨物に対する税額を關稅法
第 条第 項、國稅通則法
第 条第 項及び地方稅法
第72条の100第1項の規定により
下記のとおり決定したので、關稅法
第 条第 項、國稅通則法
第 条第 項及び地方稅法
第72条の100第1項の規定により通知します。

(税關官署の長)

印

通知理由等

納付すべき税額の合計額			還付する金額の合計額		延滞税	注意の計算による金額の合計額	
税 科 目	税 額(円)	告 知 書 番 号	税 科 目	金 額(円)		関稅法 第12条 第6項に による免除	免 除 す る 延 滞 税 の 額

この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額は上記表のとおりとなります。

納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、

平成 年 月 日(納期限)までに同封の納税告知書又は納付書により納付して下さい。

欄	品 税 番	法定納期限						
		再決定前	再決定後		税 率	税 額(円)	納付すべき税額又 は△還付する金額	
再決定前通知書番号	区分	課 税 標 準		税 率		減 免 稅 額(円)		
		正 味 数 量	価 格(円)					
税 科 目	再決定前							
	再決定後							
	再決定前							
	再決定後							
	再決定前							
	再決定後							
	再決定前							
	再決定後							

(注 意) 上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

(1) 延滞税の計算の算式

$$\text{延滞税の額} = \boxed{\text{納付すべき本税の額}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{期 間(日 数)} \\ \text{法定納期限の翌日} \\ \text{から完納の日まで} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{延滞税の割合} \\ 7.3\%(\text{注}) \\ (\text{納期限の翌日から2月を経過した日以降は} 14.6\%) \end{array}} \times \boxed{\frac{1}{365}}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。具体的には次のとおりです。

- ・納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「前年の11/30の公定歩合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率)+4%」のいずれか低い割合
- ・納期限の翌日から2月を経過した日以降……年「14.6%」

(2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税關の確認があった場合には、延滞税は免除されます。この場合には、延滞税免除申請書を提出しなければなりませんが、上記表に延滞税免除の旨の記載がある場合は、その必要がありません。

(3) 納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要はありません。また、納付すべき税額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、その端数を切り捨て後の税額により延滞税の額を計算して下さい。

(4) 計算した延滞税の額が、1,000円未満の場合にはこれを納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てて下さい。

(5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の納付すべき税額として計算して下さい。

◎「不服申立てについて」 この処分について不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税關長に對して異議の申立てをすることができます。

関税(再)賦課決定通知書(つづき)(その)

税關様式C第1041号-2

(再)賦課決定第

号

欄	品名 税番							法定納期限
		再決定前		再決定後		税率	税額(円) 減免税額(円)	
再決定前通知書番号	区分	課 税 標 準		税率	税額(円) 減免税額(円)	納付すべき税額又 は△還付する金額		
		正味数量	価格(円)					
税 科 目	再決定前							
	再決定後							
	再決定前							
	再決定後							
	再決定前							
	再決定後							
	再決定前							
	再決定後							
欄	品名 税番							法定納期限
		再決定前		再決定後		税率	税額(円) 減免税額(円)	
再決定前通知書番号	区分	課 税 標 準		税率	税額(円) 減免税額(円)	納付すべき税額又 は△還付する金額		
		正味数量	価格(円)					
税 科 目	再決定前							
	再決定後							
	再決定前							
	再決定後							
	再決定前							
	再決定後							
欄	品名 税番							法定納期限
		再決定前		再決定後		税率	税額(円) 減免税額(円)	
再決定前通知書番号	区分	課 税 標 準		税率	税額(円) 減免税額(円)	納付すべき税額又 は△還付する金額		
		正味数量	価格(円)					
税 科 目	再決定前							
	再決定後							
	再決定前							
	再決定後							
	再決定前							
	再決定後							